



熊本県公報

第 1 2 5 0 7 号
平成 28 年 4 月 1 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅介護支援事業の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 指定居宅介護支援事業の指定…………… (") 1
- 県内希少野生動植物及び指定希少野生動植物の指定…………… (自然保護課) 2
- 県内希少野生動植物及び指定希少野生動植物の指定の解除…………… (") 3
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 3
- 指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい者支援課) 3
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 4
- 道路の供用開始…………… (") 4
- 公 告**
- 熊本県道路賠償責任保険契約に係る一般競争入札の実施…………… (道路保全課) 4
- 公共測量の実施…………… (監理課) 6
- 「熊本県が所管する施設で使用する電気その 1」の調達に係る落札者の決定…………… (管財課) 7
- 「熊本県が所管する施設で使用する電気その 2」の調達に係る落札者の決定…………… (") 7
- 「熊本県庁舎で使用する電気」の調達に係る落札者の決定…………… (") 7
- 「熊本県農業研究センターで使用する電気」の調達に係る落札者の決定…………… (") 8
- 建築業法第 29 条の 2 の規定に基づく監督処分…………… (監理課) 8
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (農地・農業振興課) 9
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (") 9
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (") 10
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 10
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (") 10
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (農村計画課) 10
- 登 載 依 頼**
- 熊本県有明海区におけるアサリの採捕制限・(熊本県有明海区漁業調整委員会) 11
- 熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… (人事委員会) 11

告 示

熊本県告示第 4 1 3 号
介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者として次のとおり指定したので、同法第 8 5 条の規定により公示する。
平成 2 8 年 4 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人天草市社会福祉協議会	天草市社協介護サポートセンター一五和	天草市五和町御領 2 9 4 3 番地	平成 2 8 年 4 月 1 日	居宅介護支援

熊本県告示第 4 1 4 号
介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者として次のとおり指定したので、同法第 8 5 条の規定により公示する。
平成 2 8 年 4 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類

株式会社スペースケア	ふれあいケアくまもと	菊池郡大津町大字室2077番地3	平成28年4月1日	居宅介護支援
------------	------------	------------------	-----------	--------

熊本県告示第415号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成16年熊本県条例第19号）第10条第1項の規定により次に掲げる動植物を県内希少野生動植物に指定するとともに、併せて指定希少野生動植物に指定するので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。
平成28年4月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 植物（5種）

科 名	種 名		指定の理由
	和 名	学 名	
ウマノスズクサ科	アソサイシン	<i>Asrum misandrum</i>	生育地、生育個体数がともに極めて少ないことに加え、園芸目的の採取が多く、生育環境の悪化が顕著にみられ、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
キンポウゲ科	ハナカズラ	<i>Aconitum ciliare</i>	生育地、生育個体数がともに極めて少なく、生育環境の悪化が顕著にみられ、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
アブラナ科	ハナハタザオ	<i>Dontostemon dentatu</i>	生育地、生育個体数がともに極めて少ないことに加え、生育環境の悪化が顕著にみられ、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
ヒカリゼニゴケ科	ヒカリゼニゴケ	<i>Cyathodium avernarumcavernarum</i>	生育地、生育個体数がともに極めて少ないことに加え、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
ヒメシダ科	タイヨウシダ	<i>Thelypteris erubescens</i>	生育地、生育個体数がともに極めて少ないことに加え、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。

2 動物（3種）

科 名	種 名		指定の理由
	和 名	学 名	
キセルガイ科	イシカワギセル	<i>Neophaedusa ishikawai</i>	生息地が極めて少なく、生息環境の悪化が顕著にみられることに加え、捕獲が多く、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
キセルガイ科	カザアナギセル	<i>Neophaedusa spelaeonis</i>	生息地が極めて少なく、生息環境の悪化が顕著にみられることに加え、捕獲が多く、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
ヤマタ	イトマキミジ	<i>Cyathopoma nishinoi</i>	生息地が極めて少なく、生息環境の悪化が顕著にみられる

ニシ科	ンヤマ タニシ	ことに加え、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
-----	------------	-----------------------------------

熊本県告示第 4 1 6 号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成 1 6 年熊本県条例第 1 9 号）第 1 0 条第 7 項の規定により県内希少野生動植物及び指定希少野生動植物の指定を解除するので、同条第 8 項の規定により準用する同条第 5 項の規定により次のとおり告示する。
平成 2 8 年 4 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

科名	種 名		解除の理由
	和名	学 名	
ウマ ノス ズク サ科	ケイ リン サイ シン	Asarum heterotropoides var. mandshuricum	調査・研究の結果、ケイリンサイシンとされてきた種が韓国南部に自生する <i>Asrum misandrum</i> と同種（和名：アソサイシン）であることが判明し、アソサイシンを指定種に指定するため。

熊本県告示第 4 1 7 号

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 2 9 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 3 0 条の規定により告示する。
平成 2 8 年 4 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡山都町八木字尾ノ迫 1 1 6 0 番 2、1 1 6 0 番 3、1 1 6 6 番 1、字小ノ迫 1 1 6 7 番 1、1 1 6 7 番 2、1 1 6 7 番 5、1 1 6 9 番 1、1 1 6 9 番 2
- 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに山都町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 4 1 8 号

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 5 の 3 第 1 項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第 2 1 条の 5 の 2 4 の規定により公示する。
平成 2 8 年 4 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
ちぼりーの 荒尾市野原字西 原 8 6 番地 1	N P O 法人ちぼりーの 荒尾市野原字西原 8 8 番地 穴井 一之	平成 2 8 年 3 月 2 4 日	4350300069	指定児童発 達支援 指定放課後 等デイサー ビス 指定保育所 等訪問支援

熊本県告示第419号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成28年4月1日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年4月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	中津道八代線	八代市坂本町葉木字大門山 3643番15地先から 八代市坂本町葉木字黒須場 4025番地先まで	前	4.1 ～ 7.9	492.2	防交安 (改築)
			後	4.1 ～ 12.7	492.2	

2 区域を変更する期日 平成28年4月1日

熊本県告示第420号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成28年4月1日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年4月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	球磨田浦線	八代市二見赤松町字村上 1741番4地先から 同所 1741番5地先まで	19.4	単道改
		八代市二見赤松町字村上 1699番4地先から 同所 1700番1地先まで	32.6	

2 供用を開始する期日 平成28年4月1日

公 告

熊本県公告第232号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成28年4月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約事項の名称
熊本県道路賠償責任保険契約
- (2) 契約内容

熊本県が管理する道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項の道路総延長（3,566,810メートル）（有料道路を除く。）及び熊本県が管理する港湾法に定める臨港道路総延長（62,351メートル）の道路賠償責任保険契約

- (3) 契約期間

平成28年6月1日午後4時から平成29年6月1日午後4時まで

2 入札に関する事務を担当する部局の名称等

熊本県土木部道路都市局道路保全課管理班
郵便番号 862-8570
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2495

- 3 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件を全て満たす者でなければならない。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 保険業法（平成7年法律第105号）第3条の損害保険業免許を受けている者であること。
 - (3) 熊本市内に本店又は支店を置く者であること。
 - (4) 県税を完納している者であること。
 - (5) 熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者であること。
- 4 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、3に掲げる条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出しなければならない。
ア 競争入札参加資格確認申請書（別記様式3、別記様式3-1）
イ 誓約書
 - (2) 提出方法
持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (3) 提出期間
この公告の日から平成28年4月15日（金）までの午前8時30分から午後5時まで
 - (4) 提出場所
2の入札に関する事務を担当する部局（以下「入札担当部局」という。）
 - (5) 確認結果の通知
競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 5 入札手続等
- (1) 入札仕様に対する質問の受付期間
2に掲げる入札担当部局においてこの公告の日から平成28年4月15日（金）午後5時まで受け付ける。
 - (2) 仕様書の閲覧及び入札書等の様式、入札説明書の取得
2に掲げる入札担当部局においてこの公告の日から平成28年4月15日（金）午後5時まで行う。
 - (3) 入札説明会
ア 日時 平成28年4月11日（月）午前10時から
イ 場所 熊本県庁本館11階1101会議室
 - (4) 入札の方法
ア 日時 平成28年4月22日（金）午前11時
イ 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館11階1101会議室
ウ 入札方法
この入札は、紙入札とする。
 - エ 入札書の提出方法
入札書（別記様式1）（代理人が入札するとき、入札書及び委任状（別記様式2））をアの日時にイの場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成28年4月21日（木）（必着）までに2に掲げる入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と、中封筒の表に「委託業務の名称」及び「開札日時」を朱書きし、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」、「委託業務の名称」を朱書きし、中封筒の中に入札書（別記様式1-2）を入れること。
 - (5) 入札金額
入札金額は、契約期間内の保険料総額とする。落札決定に当たっては、入札書の金額をもって落札金額とするので、見積もった契約希望金額により入札すること。
 - (6) 開札の方法及び日時等
開札は、(4)アの日時に行う。
 - (7) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。
1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、ただちに再入札を行うものとする。
 - (8) 入札の無効
次の項目のいずれかに該当する入札は無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
ア 熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）第8条各号のいずれかに該当する入札
イ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
 - (9) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正

に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

(10) 落札者の決定方法

開札後、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじを実施し、落札者を決定する。

(11) 入札保証金

ア 入札者は、入札書の提出期限までに、入札金額の 100 分の 5 以上の金額を納付することとするが、納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

(ア) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手

(イ) 銀行又は契約担当者が确实と認める金融機関（銀行を除く。）の保証

イ アの規定にかかわらず、次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付を免除する。

(ア) 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

(イ) 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

ウ (11) イに掲げる入札保証金の納付の免除のための書類を提出する場合は、次の（ア）から（エ）までにより提出すること。

(ア) 提出期限 平成 28 年 4 月 15 日（金）午後 5 時

(イ) 提出場所 2 に掲げる入札担当部局

(ウ) 提出方法 持参に限る。

(エ) 提出様式 別記様式 4

エ 入札保証金の還付

(ア) 落札者に係る入札保証金又はこれに代わる担保は、落札者が契約を締結した後速やかに還付するものとする。ただし、道路保全課において必要と認めるときは、契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に充当することができる。

(イ) 落札者以外の者に係る入札保証金は、一般競争入札終了後速やかに還付するものとする。

オ 落札者が 6 (3) に掲げる期限までに、契約書の案を提出しないときは、入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、熊本県に帰属する。

6 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して 10 日（熊本県の休日をも定める条例（平成元年熊本県条例第 10 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して 5 日（熊本県の休日をも定める条例（平成元年熊本県条例第 10 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第 77 条第 1 項の規定により契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第 2 項各号に規定する担保の提供をもって代えることができる。同規則第 78 条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3) に掲げる期限

イ 納付場所 2 に掲げる入札担当部局

7 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設定しない。

(3) 入札説明書及び熊本県道路賠償責任保険契約仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得の規定を準用する。

熊本県公告第 233 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により合志市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同法第 39 条において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により公告する。

平成 28 年 4 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（MMSによる 画像データ・レーザ点群 データ計測）	平成28年3月23日から 平成28年3月25日まで	合志市内一円

熊本県公告第234号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公示する。
平成28年4月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量
熊本県が所管する施設で使用する電気 その1 3, 788, 367キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県総務部総務私学局管財課
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成28年1月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
丸紅株式会社
東京都千代田区大手町一丁目4番2号
- 5 落札金額
70, 125, 893円（うち消費税及び地方消費税の額5, 194, 510円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成27年12月8日

熊本県公告第235号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公示する。
平成28年4月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量
熊本県が所管する施設で使用する電気 その2 6, 504, 896キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県総務部総務私学局管財課
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成28年1月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
丸紅株式会社
東京都千代田区大手町一丁目4番2号
- 5 落札金額
111, 931, 709円（うち消費税及び地方消費税の額8, 291, 237円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成27年12月8日

熊本県公告第236号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公示する。
平成28年4月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量
熊本県庁舎で使用する電気 9, 799, 000キロワット時

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県総務部総務私学局管財課
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成28年2月18日
- 4 落札者の氏名及び住所
丸紅株式会社
東京都千代田区大手町一丁目4番2号
- 5 落札金額
138,025,763円（うち消費税及び地方消費税の額10,224,130円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成28年1月8日

熊本県公告第237号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公示する。

平成28年4月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量
熊本県農業研究センターで使用する電気 2,499,420キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県総務部総務私学局管財課
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成28年2月18日
- 4 落札者の氏名及び住所
丸紅株式会社
東京都千代田区大手町一丁目4番2号
- 5 落札金額
39,309,095円（うち消費税及び地方消費税の額2,911,784円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成28年1月8日

熊本県公告第238号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

平成28年4月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 処分をした日
平成28年3月23日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
 - (1) 川辺工務店
熊本市西区中原町1276-4
代表取締役 川邊 敬助
熊本県知事許可（般-24）第1250号
 - (2) 有限会社今田商店
下益城郡美里町松野原108
取締役 松川 登
熊本県知事許可（般-24）第7690号
 - (3) 株式会社林生工業
八代市敷川内町三宮3788-1
代表取締役 麻生 秀則
熊本県知事許可（般-23）第8788号
 - (4) 有限会社森園鉄工所
熊本市中央区坪井六丁目16-1
代表取締役 森園 清隆
熊本県知事許可（般-23）第8928号
 - (5) 有限会社日宝産業

- (6) 熊本市東区健軍本町21-12
代表取締役 甲斐 龍巳
熊本県知事許可(般-24)第13332号
有限会社松電
- (7) 上益城郡益城町広崎368-3
代表取締役 松下 功
熊本県知事許可(般-24)第15361号
株式会社ライジング技建
- (8) 人吉市灰久保町3-5
代表取締役 平田 哲也
熊本県知事許可(般-23)第17087号
有限会社管工技研
- 熊本市東区健軍二丁目12-4
代表取締役 木村 誠也
熊本県知事許可(般-26)第17637号

3 処分の内容

建設業法第29条の2第1項の規定による許可の取消し

4 処分の原因となった事実

2の建設者については、営業所の所在地又は当該建設業者の所在を確知できず、その旨を平成28年2月9日付け熊本県公告第83号で公告したが、その公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申出がなかった。

このことが、建設業法第29条の2第1項に規定する許可の取消し要件に該当すると認められる。

5 教示

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県知事に異議申立てをすることができる。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると異議申立てをすることができなくなる。

また、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の定めるところにより、この処分があったことを知った日(当該処分につき異議申立てをした場合においては、これに對する決定の送達を受けた日)の翌日から起算して6か月以内熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となる。)処分の取消の訴えを提起することができる。

なお、この処分があったことを知った日又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は決定の日から1年を経過すると処分の取消の訴えを提起することができなくなる。

熊本県公告第239号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成28年4月1日から同月14日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成28年4月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
株式会社山田ファーム	八代市郡築一番町	八代市南平和町60番ほか1筆
釜 尊光	八代郡氷川町若洲	八代郡氷川町若洲字八番割339番
成田 光彦	八代市東陽町北	八代郡氷川町大野字崩迫1849番ほか1筆

2 申請年月日

平成28年3月15日

熊本県公告第240号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成28年4月1日から同月14日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成28年4月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
野中 三裕	菊池市七城町高島	菊池市七城町高島字島の前619番1ほか1筆
早田 雅信	菊池市七城町加恵	菊池市七城町加恵字鳥井木132番1ほか6筆
空水園松島農場株式会社	菊池市下河原	菊池市下河原字嫁無1681番1

2 申請年月日
平成28年3月16日

熊本県公告第241号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成28年4月1日から同月14日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成28年4月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
本田 信次	玉名郡玉東町原倉	玉名市天水町小天字東大刈6409番31

2 申請年月日
平成28年3月18日

熊本県公告第242号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成28年4月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字下六嘉字琵琶ノ甲1757番1、同1758番1、同1759番、同1761番、同1762番、同1763番、同1763番2及び里道2、439.81平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡嘉島町大字鯉1177番地の4
社会福祉法人光恩福祉会

熊本県公告第243号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成28年4月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字井寺字小豆坂32番3、同33番1、同35番、同36番1、同36番2、同37番1、同37番2、同38番1、同39番1、同47番1及び同47番2の一部並びに字中大羽根138番13、609.70平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
大分県臼杵市大字福良1766番地の1
臼杵運送株式会社

熊本県公告第244号

八代市に事務所を置く八代平野北部土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成28年4月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	立石 修治	八代市郡築 1 0 番町 5 7 番地 2
就任 理事	園田 弘行	八代市郡築 1 1 番町 1 3 3 番地 2

登載依頼

熊本県有明海区漁業調整委員会指示第 3 7 号

アサリ資源の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和 2 4 年法律第 2 6 7 号）第 6 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。ただし、漁業権者である漁業協同組合が同一漁業権漁場内で移植する場合、又は試験研究機関が試験研究のため採捕する場合は、この限りでない。

平成 2 8 年 4 月 1 日

熊本県有明海区漁業調整委員会会長 永 井 則 一

- 1 指示の内容
熊本有明海区（昭和 2 5 年農林水産省告示第 1 2 9 号に定める海域）において、殻幅 1 2 ミリメートル未満のアサリを採捕してはならない。
- 2 指示の有効期間
平成 2 8 年 4 月 3 0 日から平成 3 0 年 4 月 3 0 日まで。

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 8 年 4 月 1 日

熊本県人事委員会委員長 宮 田 政 道

熊本県人事委員会規則第 2 7 号

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和 4 1 年熊本県人事委員会規則第 1 1 号）の一部を次のように改正する。
別表市町村の表上天草市の部教育委員会の項中「教頭」を「教頭 主任事務長 事務長」に改め、同表南関町の部町長部局の項を次のように改める。

町長部局	本庁（会計課を含む。） 南町民センター	課長 会計管理者 審議員 所長 審議員
------	------------------------	------------------------

別表市町村の表高森町の部町長部局の項中「課長」を「課長 事務局長」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。